

公益財団法人日本スポーツ協会
令和6年度第2回理事会議事録

日 時 令和6年6月5日(水) 14:00~15:05

場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 14階 岸清一メモリアルルーム
※Web 会議併用

会場出席者

<理事>

遠藤利明会長、越川均、坂元要、益子直美の各副会長、森岡裕策専務理事、
山本浩、岩田史昭の各常務理事、今井純子、今浦千信、勝田隆、角屋憲正、刈谷好孝、
國吉富美子、高野瑞洋、霊池恵量、東瀬義人、坂東美紀の各理事

<監事>

藤田裕司

Web 出席者

<理事>

上島しのぶ、鹿島丈博、工藤保子、高井志保、田畑綾美、丸山由美、室伏由佳、
山倉紀子の各理事

<監事>

草野満代

Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

理事総数 28 名、うち出席 25 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

定款第 34 条により、遠藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号:特定費用準備資金の取崩について (岩田常務理事)

特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に定めがあり、将来の特定活動実施のための費用に充当するために保有する資金のことであり、特定資産として保有することができることとなっている。

当協会では、「JAPAN GAMES 広報活動引当資産」として、JAPAN GAMES ブランドの広報普及活動のため、令和 3 年度に 91,800,000 円の積立を実施し、令和 4 年度から 2 年間の活動費として支出することとしていた。2年間の活動費は令和 4 年度は 45,473,424 円、令和 5 年度が 3,774,931 円となり、積立額累計残額は 42,551,645 円となった。当該資金は計画期間が終了した段階で残額を 0 円にする必要があり、残額を

取り崩すこととなった。

積立時点では、令和5年度はJAPAN GAMESの本格スタート前年となるため、開催県とも連携をとりながら、ブランディングに関する専門業者に業務委託して広報普及活動を図る計画のもと、45,000,000円を執行する予定としていたが、ブランド戦略委員会において、「開催地において体験型のイベントを実施する方がより高い費用対効果を望めるのではないか」という方向性でまとまったことから、専門業者への業務委託は行わず、令和5年度の特別国体開催地である鹿児島県において「JAPAN GAMES 鹿児島パーク」を実施することによって普及活動を行ったため、積立時点の想定よりも大幅に費用が削減された。

なお、取崩額については、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」でのJAPAN GAMESパーク等運営経費として予算計上していた費用に充当し、普及活動を継続する。

以上、特定費用準備資金の取崩について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第2号：令和5年度事業報告及び決算について

(事業報告：森岡専務理事、決算：岩田常務理事)

当協会が、5年間の活動方針として策定した「JSPO 中期計画2023－2027」に基づき、加盟団体をはじめ、関係機関等と連携・協働を図り、各種活動を推進した。

<公1>「国民スポーツ推進事業」のうち、「スポーツイベント開催・競技力向上」では、特別国民体育大会を鹿児島県で、第78回国民スポーツ大会冬季大会を北海道と山形県で実施するとともに、国スポムーブメントの推進に取り組んだ。

日本スポーツマスターズ2023福井大会は水泳競技をはじめ全13競技に7,551名の選手・監督を集め開催した。

「国際スポーツ交流推進」のうち、アジア地区スポーツ交流では、4年ぶりに各種交流を実施した。ASEAN諸国におけるスポーツ推進貢献では、タイやマレーシアの関係団体と派遣・受入の交流を図り、アクティブチャイルドプログラム(JSPO-ACP)を活用した連携を進めた。

「スポーツ少年団育成」では、青少年スポーツ指導者育成や青少年関係団体との相互協力など、青少年のスポーツへの参画を促進し、スポーツの楽しさ・喜びの体感の機会を提供することにより、青少年のスポーツ推進に取り組んだ。

「地域スポーツクラブ育成・支援」では、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2023－2027」に基づき、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」という同プランの基本理念の実現に向け、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用や地域スポーツ環境の基盤強化など、総合型クラブの諸活動を支援した。

「スポーツ指導者育成・活用促進」では、対面及びオンラインツールを併用しながら、各種スポーツ指導者養成講習会や研修会を積極的に実施し、スポーツ指導者の養成と質の向上に努めるとともに、スポーツ指導者の活用や活動促進を図るため、各種講習会や研修会を実施した。

「スポーツ医・科学推進」では、「アクティブチャイルドプログラム(JSPO-ACP)」の普

及・啓発をはじめとする、各種プロジェクト研究に取り組むとともに、国体および国スポのドーピング検査の実施とアンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進した。

「広報活動推進」では、積極的な広報活動の展開を通して当協会ブランドの向上を図った。

「社会貢献活動推進」では、「キャンペーン活動」において「フェアプレーで日本を元気に」を展開するとともに、スポーツボランティア活動推進等の各種取組を実施した。

「組織体制充実・強化」では、免税募金とスポーツ会館管理運営に取り組んだ。

「<収 1>マーケティング事業」では、「JSPO スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」に賛同いただいている協賛企業とのパートナーシップ強化と新規協賛社の獲得に努めた。

「<収 2>出版物等販売事業」では、「Sport Japan」および各種教本等を販売し、当協会の財源確保に努めた。

「<他 1>加盟団体組織体制促進事業」では、加盟団体に対し、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>への適合性審査を JOC・日本パラスポーツ協会と実施し、加盟団体のガバナンス確保に努めた。

「組織運営および財政の確立」では、当協会の各委員会等を中心に企画・立案し、加盟団体をはじめとした関係団体・機関等の協力を得て、各事業の推進に取り組んだ。

これらの事業の推進には、安定した財政基盤の確立が必要なため、関係機関・団体のご理解とご協力をいただき、財源の確保に積極的に取り組んだ。また、「JSPO 財務計画 2023-2027」に基づき、事業を安定的・継続的に実施するために必要な参加料等の見直し、効果的・効率的な実施方法によるコスト削減に取り組むとともに、「JSPO 人材育成計画 2023-2027」に基づき、事務局職員の人材育成を行った。

なお、当協会の組織運営および財政の確立に際しては、関係者が一丸となって、コンプライアンスの徹底および組織のガバナンスの強化を図った。

次に、令和 5 年度決算について、財務諸表に基づき次のとおり説明した。

「貸借対照表」では、「資産合計」は、令和 4 年度比 40,987,810 円減の 14,448,054,659 円となった。

「負債合計」は、令和 4 年度比 88,034,407 円増の 2,013,738,315 円となった。

「正味財産合計」は、令和 4 年度比 129,022,217 円減の 12,434,316,344 円となった。

また、第1号議案で決議されたとおり、「特定資産」の「JAPAN GAMES 広報活動引当資産」は0円としている。

「正味財産増減計算書」では、「一般正味財産増減の部」における「経常増減の部」の「経常収益」は、令和 4 年度比 345,210,122 円増の 3,767,815,738 円となった。

「経常費用」は、令和 4 年度比 391,676,546 円増の 3,913,112,747 円となり、「当期経常増減額」は、特定資産評価損益等の調整を行った結果、126,360,009 円の費用超過となった。

このほか、「経常外増減の部」の「経常外収益」、「経常外費用」、法人税等の各種税金及び「指定正味財産増減の部」における増減額を加算した結果、「正味財産期末残高」は、令

和 4 年度比 129,022,217 円減の 12,434,316,344 円となった。

令和 5 年度決算については、令和 4 年度に対して、経常収益、経常費用とも増額となった。この主な理由は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、4年ぶりに制限がなく各種事業を実施できたことによる。令和5年度末の正味財産は、前年度からの減額となったが、当初予算額からは減額幅が 2 億 2,000 万円以上縮小していることや、減価償却費を除いた資金ベースでは良好な状態にあることなど、当協会の財政状況は改善傾向にある。また、当協会に経営判断チーム会議を設置し、「財務計画」の目標達成に向け事業評価を行い、全体予算を管理して執行しているところであり、引き続き財務の改善に向け取り組んでいく。

その他財務諸表について説明し、事業報告及び決算案について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件については、令和 6 年 6 月 26 日開催の定時評議員会へ付議することとした。

第 3 号:令和 6 年度定時評議員会の開催について (岩田常務理事)

令和 6 年度定時評議員会は、6 月 26 日に JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 14 階岸メモリアルルームにおいて、Web 会議との併用にて開催。議案は、「議長の選出」、「議事録署名人の選出」、「令和 5 年度事業報告及び決算」、「評議員候補者の推薦」、「加盟団体の資格変更」を予定している。

以上、令和 6 年度定時評議員会の開催および定時評議員会開催までに議案の追加などが生じた場合の対応を遠藤会長に一任することを併せて諮り、原案どおり出席理事全員で可決された。

第 4 号:業務執行理事の業務所掌および役員報酬の変更について (岩田常務理事)

令和 5 年 6 月 23 日開催の臨時理事会にて承認を得た業務執行理事の分掌について、坂元副会長が所掌する「関係団体との調整に関する事項」においては、当初の想定より多くの調整事項が生じているため、常勤役員の中本常務理事の所掌へ変更し、この業務所掌の変更に伴い、中本常務理事の役員報酬についても変更することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 5 号:役員賠償責任保険の加入について (岩田常務理事)

当協会では、理事、監事ならびに評議員を被保険者とする役員賠償責任保険に加入している。この保険料は全額当協会が負担しており、役員がその職務の執行に起因して、保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金および争訟費用等が、当該保険から填補される。

以上、令和 6 年 6 月 20 日に更新を迎える役員賠償責任保険の再加入について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 6 号:加盟申請審査要項の改定について

(岩田常務理事)

当協会の加盟申請審査要項は、令和元年の改定において、正加盟団体には公益法人としての認定を受けることを条件とする等、加盟要件を大きく見直した。そのため、改定前に加盟していた団体のうち、条件を満たしていない団体に対しては、令和元年から令和 5 年度末までの約 5 年間、以下の要件について猶予期間を設けることとしていた。

<加盟申請審査要項 抜粋>

【正加盟団体】

I-3-(3)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条に規定する公益社団法人または公益財団法人であること。

I-3-(4)

- 1) 24 以上の関連都道府県組織の整備実績を有すること。
- 2) 上記 1)の関連都道府県組織のうち、8 以上の都道府県体育・スポーツ協会の加盟実績を有すること。
- 3) 上記 2)の都道府県体育・スポーツ協会の加盟実績が、8 ブロック(①北海道・東北、②関東、③北信越、④東海、⑤近畿、⑥中国、⑦四国、⑧九州)のうち 4 ブロック以上に分布していること。

しかしながら、該当の要件が設けられた、令和元年の加盟申請審査要項改定時はコロナ禍の前であり、コロナ禍においては、公益法人格取得のための手続きや、都道府県組織の整備以前に、通常の事業・業務すらままならなかった状況を踏まえ、去る令和 5 年度第 1 回加盟団体審査委員会での決議により、猶予期間の延長を希望する団体については、以下の条件を付したうえで、猶予期間を令和 8 年 12 月 31 日まで延長することとした。

<猶予期間延長の条件>

- ・都道府県の組織整備については、要件遵守に向けた今後の計画の提出と毎年の進捗報告をすること
- ・公益法人格の取得については、内閣府へ申請済みであること

なお、準加盟団体については、全ての準加盟団体が要件を遵守しており、猶予に関する記載が不要となった。

以上、加盟申請審査要項の改定について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 7 号:加盟団体の資格変更について

(岩田常務理事)

議案第 6 号において加盟申請審査要項へ「猶予期間を令和 8 年 12 月 31 日まで延長すること」を追記することが承認されたが、日本ドッジボール協会は加盟申請審査要項が改定された令和元年 7 月 1 日以前の、平成 25 年 3 月に正加盟団体として加盟しているため、令和 6 年 3 月 31 日までの猶予対象団体となっていた。

しかしながら、日本ドッジボール協会は令和 6 年 3 月 31 日までに公益法人格の取得に関する猶予期間延長の条件である「内閣府への申請済であること」の条件を満たさず、ま

た、猶予期間の再延長についても希望しなかったため、令和 8 年 12 月 31 日までの猶予期間延長の対象とならず、猶予期限後の 4 月 1 日以降、正加盟団体としての要件を満たさなくなった。

日本ドッジボール協会は都道府県支部数が 47、県体育・スポーツ協会への加盟数が 9、そのブロック分布数は 7 となっており、これらの要件は正加盟団体としての要件を満たすものであるが、法人格は一般財団法人であり、正加盟団体としての要件を満たしていない。

JSPO 加盟競技団体における審査項目に基づく審査によると、準加盟団体が適切であることから、日本ドッジボール協会を正加盟団体から準加盟団体へ資格変更することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件については、令和 6 年 6 月 26 日開催の定時評議員会へ付議することとした。

第 8 号：第 19 回日本スポーツグランプリ受賞者の決定について (岩田常務理事)

「日本スポーツグランプリ」は、長年にわたりスポーツを実践し、中高年齢層の顕著な記録や実績を挙げるなど、国内外で高い評価を得た方を顕彰し、我が国における生涯スポーツ振興の更なる醸成に資することを目的として実施するもの。

加盟団体から 18 名の候補者推薦があり、栄典・顕彰委員会において審査した結果、10 名(男性：6 名、女性：4 名)の候補者を選考した旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

表彰区分	氏名	年齢	性別	都道府県	競技	活動歴
1	座間 重雄	94 歳	男性	千葉県	ゲートボール、軟式野球	53 年
	清田 明子	94 歳	女性	熊本県	弓道	66 年
	青野 聖子	92 歳	女性	神奈川県	水泳	46 年
	牧野 清	90 歳	男性	京都府	少林寺拳法	62 年
	高橋 よね子	90 歳	女性	岐阜県	バドミントン	54 年
	伊賀 猛	88 歳	男性	北海道	サッカー	53 年
	菅崎 吉雄	86 歳	男性	岩手県	剣道	68 年
	高橋 安起	83 歳	男性	宮城県	空手道	65 年
2	小野 てる子	95 歳	女性	東京都	水泳	50 年
3	鈴木 幸宏	76 歳	男性	静岡県	ウエイトリフティング	53 年

※表彰区分 1: 当該スポーツを長年にわたり実践している個人又はグループ

※表彰区分 2: 当該年齢層において世界記録を樹立した個人又はグループ

※表彰区分 3: 当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げた個人又はグループ

第 9 号:今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議の設置について

(森岡専務理事)

今後の国民スポーツ大会の在り方について検討・協議し、理事会に対して提言することを役割とする「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」を設置することを提案する。また、会議設置にあたり必要な事項を定めた「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議設置規程(案)」について説明。

以上、会議の設置及び規程の細部の字句の修正などが生じた場合の対応を遠藤会長に一任することを併せて諮り、原案どおり出席理事全員で可決された。

(遠藤会長)

昨年度の鹿児島国体に会長として初めて出席したが、課題もあると感じていた。

国民スポーツ大会委員長である山本常務理事を中心に、当協会内で検討を進めていたが、全国知事会の村井会長(宮城県知事)から、財政面などから従前同様の運営を行っていくことへの懸念があることから大会廃止も含めて検討してもらいたいとの発言があった。

新たに会議体を立ち上げ、競技団体やアスリートをはじめとする多様な立場の方に参画いただき、国内最大のスポーツの大会をどのように継続していくかを考える会議としたい。

報 告

1. 会務関係

会務関係について、以下の通り報告。

(1) 令和 6 年春の勲章受章者について (岩田常務理事)

令和 6 年春の勲章については、4 月 29 日に受章者が発表された。当協会からは、勲章候補者として1名を推薦し、元日本ホッケー協会会長の吉田大士氏が旭日小綬章を受章された。

(2) 令和 6 年度公営競技補助金等の交付決定について (岩田常務理事)

令和 6 年度第 1 回の理事会において、令和 6 年度公営競技補助金等のうち、公益財団法人 JKA「競輪公益資金補助」の交付決定について報告したが、この度、日本スポーツ振興センターから、「スポーツ振興くじ助成金」および「スポーツ振興基金助成金」について、交付決定された。

スポーツ振興くじ助成金では、「スポーツ団体スポーツ活動助成」の 16 事業を要望し、日本スポーツ振興センターによる査定の結果、本年度のスポーツ振興くじ助成金の交付決定額は、要望額に対し 11,486,000 円減の、400,670,000 円となり、令和 5 年度決定額に対して、63,853,000 円の増額となった。

スポーツ振興基金助成金については、スポーツ少年団が実施する競技別交流大会に対し、要望額に対し 11,842,000 円減の 47,363,000 円となり、令和 5 年度決定額に対して、1,586,000 円の増額となった。

2. スポーツ・インテグリティ関係

(1) 公認スポーツ指導者の処分について

(工藤理事)

公認スポーツ指導者が、暴力など不適切な行為を行った場合は、「登録者等処分規程」に基づき、処分を行っている。

公認スポーツ指導者 4 名について、処分審査会において審査し、不適切な行為の程度・結果を処分基準に照らし合わせて、以下の通り処分内容を決定した。

No.	登録状況	性別	処分対象となる 遵守事項の違反にかかる事実	処分内容	処分の効力発生日
1	バレーボール コーチ 1	女性	身体的ハラスメント・虐待	資格停止 6 カ月	令和 6 年 4 月 5 日
2	テニス コーチ 2	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待	資格停止 12 カ月	令和 6 年 4 月 1 日
3	ラグビーフットボール コーチ 3	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待	資格停止 6 カ月	令和 6 年 3 月 30 日
4	空手道 コーチ 1	男性	身体的ハラスメント・虐待	資格停止 24 カ月	令和 6 年 5 月 16 日

(2) 総合型地域スポーツクラブの処分について

(森岡専務理事)

総合型地域スポーツクラブ全国協議会に登録した総合型地域スポーツクラブの処分は、「総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブ処分細則」に基づき処分を行うこととしている。

処分機関は、基本的には都道府県の総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会になり、この度、以下の処分がなされた。

No.	当該クラブ 登録都道府県	処分対象となる 遵守事項の違反にかかる事実	処分内容	処分の効力発生日
1	大分県	登録クラブにおける不適切な経理 処理	勧告 (違反行為について文書で注 意し、是正・改善並びに改善 計画書の提出を求める。)	令和 6 年 4 月 22 日

3. 国際交流関係について

(1) 第 28 回日韓スポーツ交流・成人交歓交流(派遣)の終了について (森岡専務理事)

令和 6 年 4 月 25 日から 5 月 1 日までの 7 日間、小柳勝彦評議員を団長として、日本スポーツマスターズの令和 6 年度開催地の長崎県と、令和 7 年度開催地である愛媛県から推薦された日本選手団総勢 156 名を、韓国・蔚山広域市へ派遣した。

日本選手団は、韓国の生涯スポーツの祭典である「全国生活体育大祝典」に参加し、スポーツを通じて、韓国の方々との親善と友好を深めた。

また、開催地である蔚山広域市の多大なご尽力により、スポーツによる親善交流に加え、

多くの文化施設等を訪問する機会をいただき、韓国在生活・文化を理解する良い機会にも恵まれた。

なお、令和 6 年度の韓国選手団の受入については、9 月に長崎県で開催する日本スポーツマスターズ 2024 長崎大会に参加する形式で実施することとなる。

(2)2024 年日中成人スポーツ交流(派遣)の終了について (森岡専務理事)

令和 6 年 5 月 24 日から 5 月 28 日までの 5 日間、高野瑞洋理事を団長として、秋田県スポーツ協会から推薦された日本選手団総勢 60 名を、中国・広東省深圳市へ派遣した。

日本選手団は、中華全国体育総会および広東省深圳市体育総会の関係者により、準備されたプログラムに基づき、現地のスポーツ愛好者とスポーツ交流を行ない、日中の友好と親善を深めた。

また、文化探訪では、深圳市内の深圳美術館を見学するなど、中国および開催地である深圳の歴史や文化を体験することができ、大変有意義なスポーツ交流となった。

団長を務めた高野理事が、「中国側の温かい歓迎を受け、競技を通して中国選手との交流が深まり、スポーツの持つ友好を育む力を感じたこと、日中両国の相互理解が深まり、交流の体験を地元を持ち帰ることができる大変意義深い交流であった」との感想を述べた。

なお、令和 6 年度の中国選手団の受入については、10 月 18 日から 5 日間、秋田県で実施することとなる。

その他

・遠藤会長からの情報提供

2011 年に成立したスポーツ基本法は、東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた競技力強化を優先して進めてきたが、地域スポーツ、スポーツのビジネス化、e スポーツ、インテグリティなどの新しい課題が出てきている中で、スポーツ基本法を見直そうという機運がある。

現在、日本スポーツ政策推進機構内に検討委員会を設置し、検討が進められている。検討委員会のメンバーには、アスリートやスポーツ関係者だけでなく、経済関係者やマスコミ、弁護士も参画している。また、国会においても、スポーツ議員連盟内に国会議員によるスポーツ基本法改正検討チームを立ち上げることとした。

日本スポーツ政策推進機構の議論と国会での議論を相互的に交流させ、可能であるならば、来年の通常国会において法律を成立させたいと考えている。

昨今、地域スポーツが大きなテーマとなっているので、理事の皆様からも多様な意見をいただきたい。

以上の諸報告をいずれも了承後、15時 05分に閉会。